

概要版

第9次
春日井市
高齢者
総合福祉計画

家族の和、隣人の輪、地域の環

誰もがいきがいを持ち 共に歩み 支え合うまち かすがい



1 計画策定の背景と趣旨



我が国では、少子高齢化が進行しており、団塊ジュニア世代が65歳以上になる2040(令和22)年には、医療や介護を必要とする要介護高齢者の増加と現役世代の急減が見込まれています。

今後、介護保険制度の持続可能性を確保しながら、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むためには、中長期的な地域の人口動態や介護ニーズ等を踏まえた基盤整備とともに、地域共生社会の実現に向けた地域包括ケアシステムの深化・推進等に取り組む必要があります。

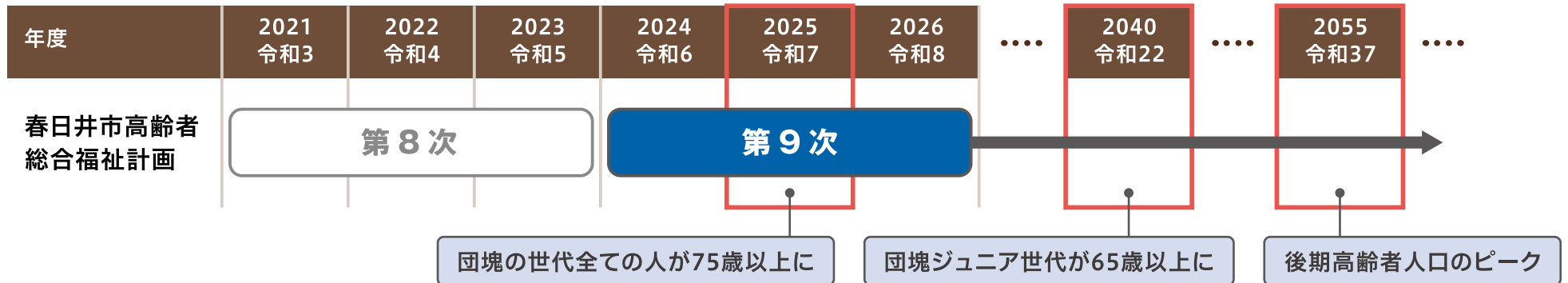
「第9次春日井市高齢者総合福祉計画」は、このような背景を踏まえ、誰もがいきがいをもち、共に支え合う地域共生社会の実現をめざし、本市の高齢者福祉を総合的に推進する計画として策定します。



2 計画の位置づけと期間

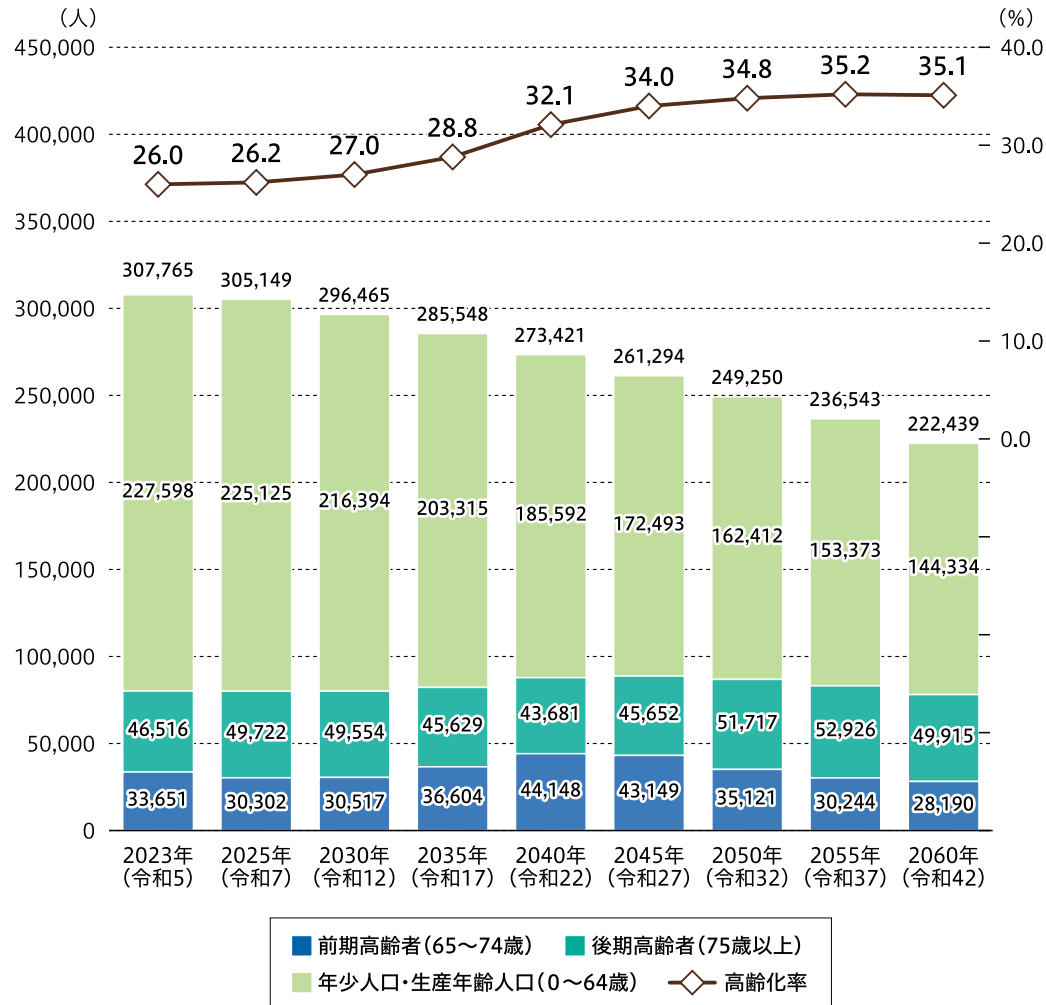
この計画は、老人福祉法第20条の8第1項に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第117条第1項に基づく「介護保険事業計画」を一体として策定したものです。

計画期間は、2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの3年間です。計画期間中に団塊の世代全てが75歳以上となる2025(令和7)年を迎えます。今後は、2040(令和22)年や2055(令和37)年などの中長期を見据えて施策を展開します。



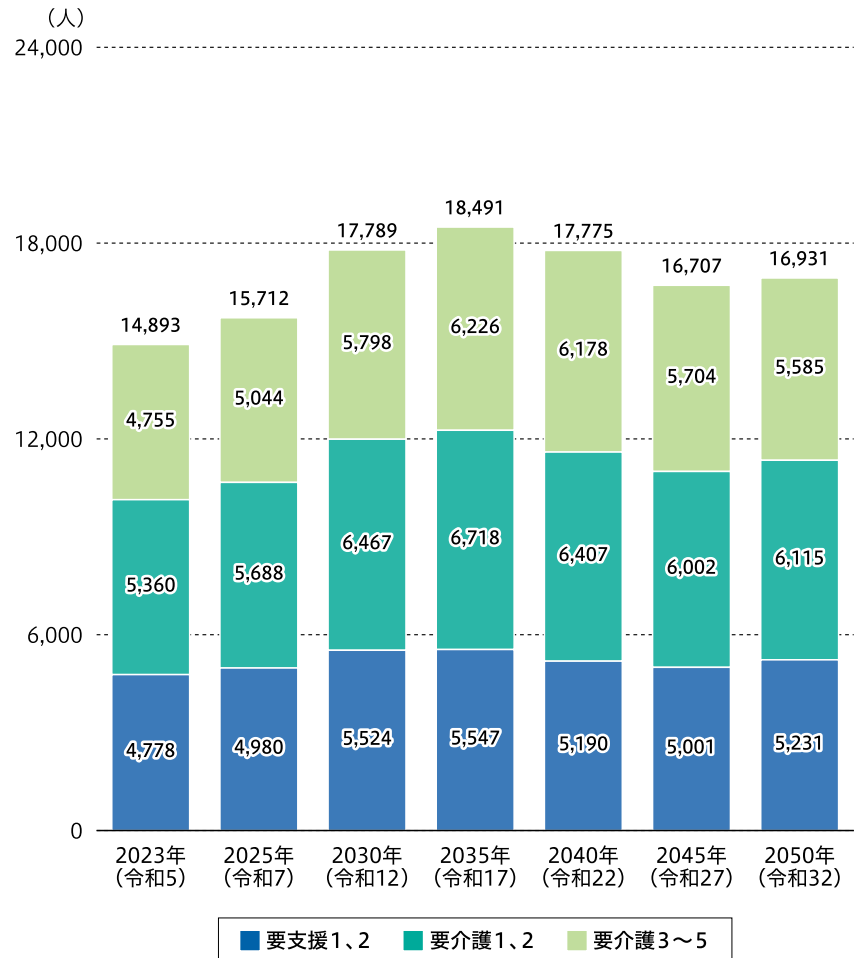
1 人口の状況

2023(令和5)年には65歳以上の高齢者人口が80,167人、高齢化率26.0%となっています。今後、高齢者人口は2045(令和27)年頃ピークを迎える見込みです。



2 要支援・要介護認定者の状況

要支援・要介護認定者の合計は増加傾向にあり、2035(令和17)年頃にピークを迎える見込みです。



基本目標

1

いきがいを持ち豊かな人生を送り続けることができるまちの実現



人生100年時代において、高齢者がいつまでも健康でいきがいを持って活躍できるまちづくりを推進するため、健康づくり・介護予防の取組みとともに、社会参加や地域活動などを通じた、いきがいづくりのための取組みを推進します。また、移動支援や施設等のユニバーサルデザイン環境の整備、防災・防犯対策の強化など、人にやさしいまちづくりを推進します。

基本施策1 いきがいづくりの推進

具体的施策

- ① 高齢者が活躍できる環境の充実
- ② 老人クラブ活動の促進
- ③ 生涯学習・スポーツ活動への支援
- ④ 多世代・地域交流の促進
- ⑤ 高齢者のデジタル技術の活用への支援

主な取組み

- 総合的な福祉拠点の創設
- かすがいきいきポイント(仮称)
- 世代間交流の促進
- デジタル人材の育成

基本施策2 健康づくり・介護予防の推進

具体的施策

- ① 健康づくりの推進
- ② 介護予防の充実

主な取組み

- かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及
- 通いの場の充実
- ヒアリングフレイル予防・難聴対策
- 高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施

基本施策3 人にやさしいまちづくりの推進

具体的施策

- ① 移動支援の充実
- ② 防犯・生活安全の強化
- ③ 暮らしやすい環境づくりの推進

主な取組み

- かすがいシティバスの再編
- 地域の実情を踏まえた移動手段の導入
- 消費活動の見守り推進
- 公共施設のユニバーサルデザイン

基本目標

2

住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるまちの実現

認知症や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができるように、在宅医療と介護の緊密な連携を推進します。また、地域住民や専門職、関係機関が連携し、多様で複雑な生活課題を抱える世帯や制度の狭間となる人に対して、重層的で包括的な支援体制の構築を進めます。



基本施策1

地域を基盤とする 包括的支援体制の強化

具体的施策

- ① 重層的な支援体制の強化
- ② 地域の見守り体制の強化
- ③ 家族介護者への支援
- ④ 地域における福祉活動の促進
- ⑤ 権利擁護の推進

主な取組み

- 重層的な支援体制の強化
- 地域見守り活動
- ヤングケアラーへの支援
- 地域の支え合い活動の推進

基本施策2

医療・介護連携の推進

具体的施策

- ① 在宅医療と介護の提供体制の推進
- ② 在宅医療・介護に関する普及・啓発

主な取組み

- 在宅医療と介護連携体制の推進
- 在宅医療の普及促進
- 認定看護師の派遣
- ハートフルパーキングの実施

基本施策3

認知症高齢者等の 総合的支援

具体的施策

- ① 認知症の人やその家族が安心して生活できる支援策の推進
- ② 認知症高齢者の理解のための普及・啓発

主な取組み

- 認知症疾患医療センターとの連携
- 認知症の本人と介護者への支援
- 認知症に関する理解促進

持続可能な介護・高齢者福祉サービスの確保

要支援・要介護者やひとり暮らし高齢者など、支援を必要とする人に適切なサービスを提供していくとともに、質・量ともにサービスの充実を図るため、事業所と連携して介護人材の確保・育成に取り組みます。また、介護基盤の整備を進めるとともに、ケアマネジメントや効率的な介護給付、高齢者やその家族への情報提供に取り組み、適切なサービスの利用を促進します。



基本施策1

高齢者福祉サービスの充実

具体的施策

- ① 日常生活支援の充実
- ② 経済的な支援等の充実

主な取組み

- さわやか収集
- 配食サービス利用助成
- 緊急通報システム設置
- 介護福祉特別給付金の支給

基本施策2

介護サービスの確保

具体的施策

- ① 介護サービスの基盤整備
- ② 介護人材の確保・育成

主な取組み

- 介護施設サービスの整備促進
- 要配慮者利用施設における避難確保計画等の作成
- 感染症対策の充実
- 介護人材の確保

基本施策3

介護サービスの推進と制度の持続

具体的施策

- ① 介護サービスの質の向上
- ② 適切な介護サービスの利用促進

主な取組み

- 介護サービス事業者指導
- 介護サービス相談員の派遣
- 介護給付の適正確保
- 介護関連データの利活用の推進

計画の推進

1 連携体制の強化

地域包括ケア推進協議会や地域ケア会議地域包括支援センター運営等協議会を開催し、高齢者を支えるネットワークを構築します。

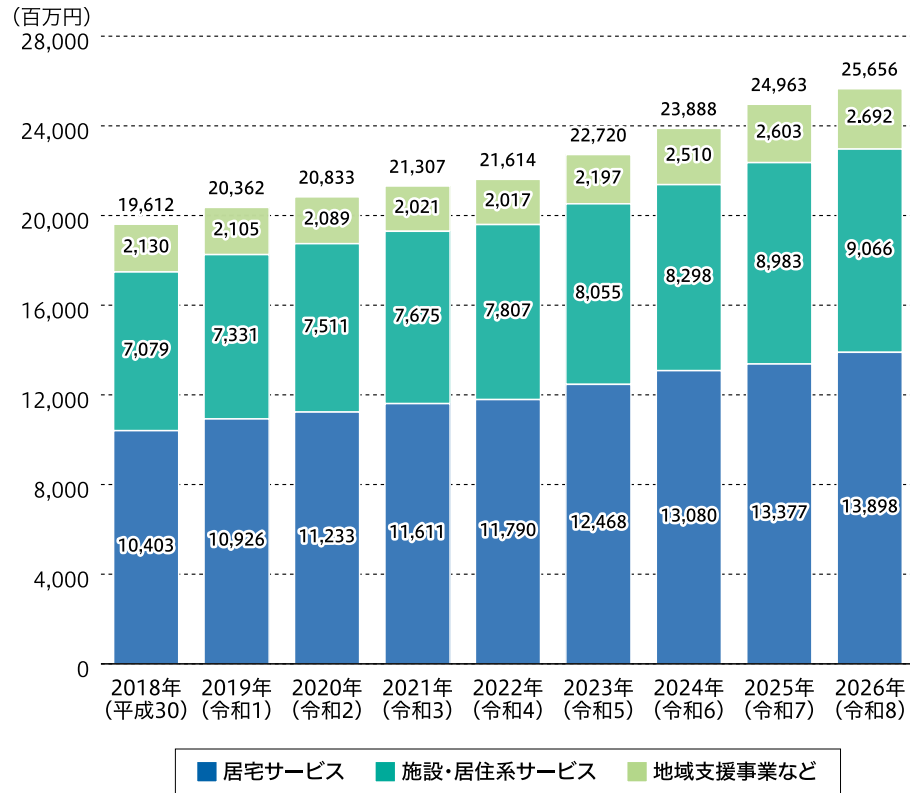
2 市民からの意見の反映

高齢者総合福祉計画推進協議会に市民委員が参画し、計画の策定及び推進に市民意見を反映します。また、3年ごとに市民などを対象としたアンケート調査等を実施します。

3 進行管理

「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方を基本とし、高齢者総合福祉計画推進協議会で計画の円滑な推進や進行管理等とともに、必要に応じて見直しを行います。

1 介護給付費等の推移と推計



2 施設・居住系サービス整備目標

No.	サービスの種類	2023 (令和5)	2024 (令和6)	2025 (令和7)	2026 (令和8)
1	特別養護老人ホーム	790人	790人	850人	850人
2	介護老人保健施設	511人	511人	551人	551人
3	介護医療院	38人	38人	38人	38人
4	介護付有料老人ホーム	454人	454人	494人	494人
5	グループホーム	23か所 414人	23か所 414人	26か所 495人	26か所 495人
6	小規模特別養護老人ホーム	9か所 261人	9か所 261人	11か所 319人	11か所 319人

3 介護保険料

2024(令和6)年度から2026(令和8)年度までの第1号被保険者の保険料基準月額、保険料の急激な上昇を抑制するため、介護給付費準備基金(20億2,100万円)を取り崩し、月額5,580円とします。第8次計画(月額5,794円)から214円、約3.7%の減少となります。

■介護保険料基準月額の推移

	第6次 2015年度 2017年度 (平成27) ~ (平成29)	第7次 2018年度 2020年度 (平成30) ~ (令和2)	第8次 2021年度 2023年度 (令和3) ~ (令和5)	第9次 2024年度 2026年度 (令和6) ~ (令和8)
春日井市	5,047円	5,777円	5,794円	5,580円
全国平均	5,514円	5,869円	6,014円	— 2024(令和6)年3月 時点では未定

困りごとは地域包括支援センターにご相談ください

地域包括支援センター-鷹来

桃山町5079-1
特別養護老人ホームグレイスフル春日井内
TEL:89-2391 FAX:89-2486
営業日:月~金 午前9時~午後6時
(土・日・祝、12/30~1/3は休み)

地域包括支援センター-西部

牛山町3195-1
介護老人福祉施設第2グレイスフル春日井内
TEL:32-1117 FAX:31-1337
営業日:月~金 午前9時~午後6時
(土・日・祝、12/30~1/3は休み)

地域包括支援センター-柏原

柏原町5-387 市医師会在宅療養センター内
TEL:89-3027 FAX:89-3026
営業日:月~金 午前9時~午後5時
(土・日・祝、12/29~1/3は休み)

地域包括支援センター-味美・知多

若草通1-12 勝川医院内
TEL:33-8236 FAX:31-7623
営業日:月~金 午前8時30分~午後5時30分
土 午前8時30分~午後0時30分
(日・祝、12/30~1/3は休み)

地域包括支援センター-松原

下原町字村東2051-1
春日井整形あさひ病院ぶらす内
TEL:93-6066 FAX:93-6067
営業日:月~金 午前9時~午後5時
(土・日・祝、12/30~1/3は休み)

鷹来地区

松原地区

西部地区

柏原地区

東部地区

味美・
知多地区

中部地区

地域包括支援センター-中部

下津町500 特別養護老人ホーム第2春緑苑内
TEL:56-9166 FAX:56-9179
営業日:月~金 午前9時~午後5時30分
(土・日・祝の一部、12/29~1/3は休み)

地域包括支援センター-東部

浅山町1-2-61 総合福祉センター内
TEL:87-5377 FAX:85-9989
営業日:月~金 午前8時30分~午後5時
(土・日・祝、12/29~1/3は休み)

南城地区

坂下地区

藤山台・
岩成台地区

高蔵寺地区

地域包括支援センター-坂下

神屋町1306-1 特別養護老人ホームあさひが丘内
TEL:93-1314 FAX:88-8318
営業日:月~金 午前9時~午後5時30分
(土・日・祝、12/29~1/3は休み)

地域包括支援センター-高森台・石尾台

廻間町703-1 特別養護老人ホーム春緑苑内
TEL:88-5829 FAX:88-8354
営業日:月~金 午前9時~午後5時30分
(土・日・祝の一部、12/29~1/3は休み)

高森台・石尾台地区

地域包括支援センター-藤山台・岩成台

藤山台1-1 グルッポふじとう内
TEL:92-7600 FAX:92-7300
営業日:月~金 午前9時~午後5時
(土・日・祝、12/29~1/3は休み)

地域包括支援センター-高蔵寺

出川町2-8-10
TEL:37-0780 FAX:37-0782
営業日:月~土 午前9時~午後5時
(日・祝、12/30~1/3は休み)

地域包括支援センター-南城

出川町8-19-11
TEL:51-1840 FAX:51-1856
営業日:月~金 午前8時30分~午後5時30分
(土・日、12/29~1/3は休み)

第9次春日井市高齢者総合福祉計画【概要版】

編集・発行 春日井市 健康福祉部 地域福祉課

〒486-8686 愛知県春日井市鳥居松町5丁目44番地

TEL:0568-85-6184 FAX:0568-84-8731

HP: <https://www.city.kasugai.lg.jp/>

令和6年4月1日以後は健康福祉部 福祉政策課が所管します。